

議案第 112 号

つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 13 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年つくば市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「300,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

給料表によらず職務の特殊性を考慮し規則で定める会計年度任用職員の給料の範囲の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年つくば市条例第42号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第3条 (略) (フルタイム会計年度任用職員の給料)	第1条—第3条 (略) (フルタイム会計年度任用職員の給料)
第4条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるフルタイム会計年度任用職員の給料については、月額 <u>330,000円</u> を超えない範囲において規則で定める額とする。	第4条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるフルタイム会計年度任用職員の給料については、月額 <u>300,000円</u> を超えない範囲において規則で定める額とする。
第5条 (以下略)	第5条 (以下略)

議案第 112 号

つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市総務部人事課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

現在、校内フリースクール支援員など的一部の会計年度任用職員の給料については、給料表によらず職務の特殊性を考慮し規則でその額を定めることとしている。これらの職種についても昨今の大幅な給料引上げの情勢を反映した、より適切な額が設定できるよう給料の範囲の改正を行う。

○ 他自治体の状況等

同様の規定を設けている自治体は、横浜市、川越市、大津市、草加市、寝屋川市、東大阪市などがあり、いずれの自治体もつくば市より高い範囲で給料を設定できるよう規定されている。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

地方公務員法第 24 条第 2 項（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

給料表によらず職務の特殊性を考慮し規則で定める会計年度任用職員の給料について、他の地方公共団体の職員の給料等を考慮し適正な給料を定めることができ、それによって、人材の確保に寄与することが期待される。